実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
吉賀町	七日市 (河内、大谷、桟敷、山根、田丸、七村、月和田下、月和田上、尻高、西組、保道、柏原、上野原、奈良原、七日市下、七日市上、東七日市、大橋、伊勢原)	令和5年3月29日	

1 対象地区の現状

i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 15.29 ha ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 0.43 ha	,., <u>,</u> ,	W-0 II	
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計20.70 hai うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計15.29 haii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計0.43 ha④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計9.0 ha	1)	地区内の耕地面積	203.00 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計15.29 haii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計0.43 ha④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計9.0 ha	2		104.83 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 0.43 ha ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 9.0 ha	③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		20.70 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 9.0 ha		i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15.29 ha
		ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.43 ha
(備考)	④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 9.0 ト		
	(備	考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」 欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

【河内·大谷】

現状、水路の状況が悪く、漏水がおきる田も多く、水問題がある。道も悪く、大型農機が入りにくく、営農に支障をきたしている。米価安く、後継者不足も深刻である。非農家の地域への関わりも少なく、地域全体のビジョンがない。 【真田】

若者が少なく、将来の担い手不足が懸念されるが、圃場整備を実施したエリアとしていないエリアで課題が異なってくることが一番の課題となっている。

【月和田】

担い手が少なく、個人で管理できる面積ではなくなっており、漏水が度々起こる水路や鳥獣対策用のフェンスの維持管理も難しくなってきている。機械の更新ができず、担い手がさらに減少することが懸念される。

【(大字)七日市】

担い手が少なく、確保していく必要があるが、他地区からの耕作者が多く、地区内の耕作者が少ないため、今後の担い手の確保も難しい状況にある。また、水路の水漏れや鳥獣被害も多く、ハード面でも課題がある。

【上高尻・下高尻】

高齢化等により、農業と地域の担い手が減少し、水路の管理や中山間地域等直接支払の取組について、継続が難しくなっている。担い手減少により、、鳥獣被害の増加、水路のさらなる老朽化が懸念される。担い手確保が課題であるが、米価下落、肥料高騰、交付金の削減などで農業経営が厳しく、農業機械の更新も難しくなってくる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【河内·大谷】

圃場整備をし、環境をよくし、米以外の作物も作りながら、地域を守る意識を持った人や組織 (わさび・ミニトマト・葉物野菜・鉢花)等高収益作物・主食用水稲・転作作物

【真田】

主食用水稲、転作作物やキャベツ等の高収益作物をつくりつつ、ハウスなどで周年で収益が得られる作物で担い手が十分な収益を上げられ、集落営農法人では若者を常時雇用できるような仕組みづくりを検討していく。

【月和田】

担い手減少による農地荒廃を防ぐため、5年後を目途に農地を守っていく営農法人をつくる。営農法人では、主食用水稲とWCSにより、水田のフル活用を図っていく。

【(大字)七日市】

担い手確保として、定年帰農者(Uターン含む)やIターン者の確保を進める(栽培品目は主食用水稲が基本となる)。

【上高尻·下高尻】

地域農業の担い手として、UIターン者を取り込んでいく。そのために、就農しやすい環境づくりとして、空き家を地区ごとで管理し、貸し出せるようにし、農地や農機具を継承したいという方のリストアップをし、農業を引き継いでもらえるようにする。また、地区で受け入れたい人のモデルケース等をつくり、発信していく。

栽培する品目は水稲、大豆、飼料用米、WCS用イネ等の土地利用型作物やミニトマト、ワサビ、パプリカ、サトイモ、ニンニク、クリ等の高収益作物とする。

【七日市公民館エリア共通】

新たに確保した担い手だけでは七日市公民館地区全体の農地を耕作することが難しいと考えられるため、七日市公民館エリア全体で、担い手確保について検討を進める。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	鉢花	0.4 ha	鉢花	0.4 ha	
認農	В	水稲、ミニトマト、わさび	2.3 ha	水稲、ミニトマト、わさび	3.3 ha	
認農法	С	水稲	12.0 ha	水稲	12.0 ha	
認農法	D	水稲	14.1 ha	水稲	19.1 ha	
認農法	E	水稲・WCS・キャベツ	15.4 ha	水稲・WCS・キャベツ	15.4 ha	
認農法	F	WCS	33.3 ha	WCS	33.3 ha	
認農	G	水稲	4.7 ha	水稲	7.7 ha	
認就	Н	パプリカ・サトイモ	1.0 ha	パプリカ・サトイモ	1.0 ha	
計	8経営体		83.3 ha		92.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農用地の集積、集約化の方針

【河内・大谷】担い手(既存、新規の人・組織)の方に集積を図っていく

【真田】自作ができる者はできる限り自作を続け、リタイアした場合は地区内のいずれかの担い手が預かり、集積、 集約化を図っていく。

【月和田】リタイアする人の農地は新しく設立する営農法人に集積、集約化を図っていく。

【(大字)七日市】新たに確保する担い手に優先的に集積を図っていく。

【上高尻・下高尻】リタイアする方の農地は既存の担い手とUIターンの就農者に集積していく。

農地中間管理機構の活用方針

【河内・大谷、真田】担い手に集積をする場合は農地中間管理機構を活用する

【月和田】新しく設立する営農法人に集積する場合は農地中間管理機構をとおして貸し付けを行う。

【(大字)七日市】担い手に集積を図る際は農地中間管理機構をとおして、貸し付けを行う。

【上高尻・下高尻】既存の担い手とUIターン者に集積する場合は、農地中間管理機構を活用する。

基盤整備事業への取組方針

【河内・大谷】水問題を解決するため、圃場整備を検討していく

【真田】真田地区のうち、桟敷、田丸、七村の一部では圃場整備を実施(令和6年度で完了)しており、大区画化した基盤をフル活用できるように、スマート農業や省力化の取組をすすめ、基盤を維持するため多面的機能支払を活用していく。

【月和田】漏水が頻繁に起こるため、水路のパイプライン化を進める。

【(大字)七日市】水路の補修を検討する。

【上高尻・下高尻】用排水路、取水口の改修を進める。

多様な経営体の確保・育成の取組方針

【河内・大谷】担い手を育成していくために地域が協力して見守っていく

【真田】ハウスなどで周年作物を栽培し、集落営農法人等で若い担い手を常時雇用できるような仕組みづくりを検討する。

【月和田】設立する法人の将来の担い手を維持するため、UIターンの活用も考える。

【(大字)七日市】定年帰農者(Uターン含む)やIターン者の確保を進めるために、地域で受け入れ、担い手として育てていくための組織を検討する。

【上高尻・下高尻】空き家を地区ごとで管理し、貸し出せるようにし、農地や農機具を継承したいという方のリストアップをし、農業を引き継いでもらえるようにする。

農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

【河内・大谷、真田、(大字)七日市、上高尻・下高尻】今後検討する

【月和田】作業内容で委託することがあれば、事業者に委託を検討する。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

		貸付け等の区分(㎡)			
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡	
1	〇〇町〇〇番	0000			
2	〇〇町〇〇番	0000			
3	〇〇町〇〇番	0000			
4	〇〇町〇〇番		0000		
5	〇〇町〇〇番		000		
6	〇〇町〇〇番			0000	
	計	0000	0000	0000	

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。